



マイナ保険証の利用促進等について

1. マイナ保険証の利用促進



医療DXの基盤となるマイナ保険証

電子処方箋

処方・調剤情報をリアルタイムで共有
→ 併用禁忌・重複投薬を回避

電子処方箋管理サービス



電子カルテ

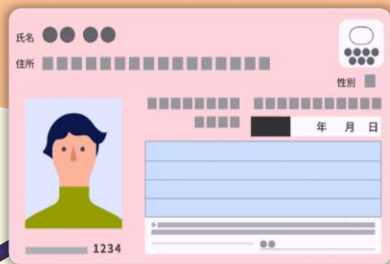
- 医療機関間での文書のオンライン送信、診療に必要なカルテ情報の共有
- マイナポータルでの自己情報閲覧 (PHR)

電子カルテ情報共有サービス (仮称)



確実な本人確認により
なりすましを防止

オンライン資格確認等システム



レセプト返戻の減少

高額療養費の自己負担
限度額を超える分の
支払を免除

マイナ保険証

→将来的には、スマート
フォン1台で受診可能に

患者本人の健康・医療
データに基づくより良
い医療の実現

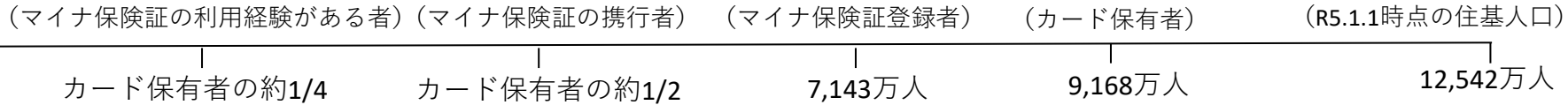
診察券・公費負担医療の
受給者証とマイナンバー
カードの一体化



救急医療における
患者の健康・医療データ
の活用



マイナ保険証の利用等に関する現状



① マイナンバーカードの保有状況

取得

マイナンバーカードの保有者 (9,168万人,全人口の73.1% 令和6年1月末時点)



② マイナ保険証の登録状況

登録

マイナ保険証の登録者
(7,143万人,カード保有者の77.9% 令和6年1月28日時点)



③ マイナンバーカードの携行状況

携行

マイナンバーカードの携行者
(人口全体の4割,カード保有者の5割 (令和5年11~12月))



④ マイナ保険証の利用状況

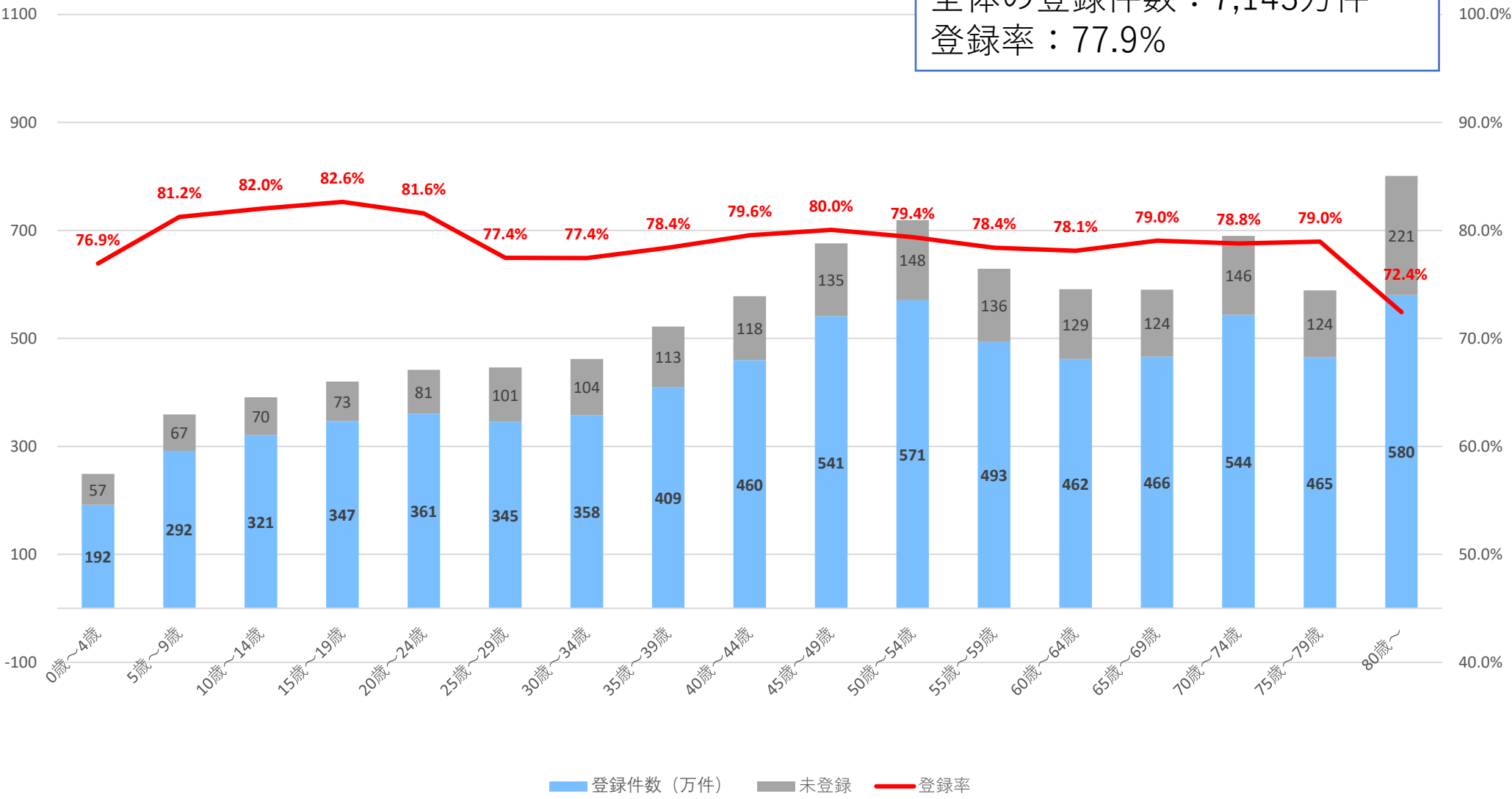
利用

マイナ保険証の利用経験 (令和6年2月調査)
(約4人に1人が利用経験あり)

マイナ保険証の令和6年1月利用実績
(753万件,4.60%)

年代別マイナ保険証利用登録件数と登録率 (令和6年1月28日現在 ※保有枚数は1月末時点)

全体の登録件数：7,143万件
登録率：77.9%



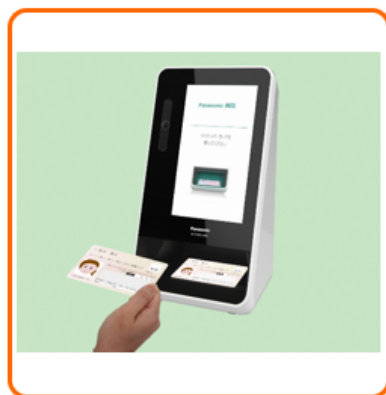
マイナ保険証の登録率向上の取組について

- マイナンバーカードの健康保険証登録については、マイナポータル、セブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置している顔認証付きカードリーダーでも簡単に手続きが可能。

マイナンバーカードをお持ちの方は、
こちらで健康保険証利用の申込みが可能です

カンタンに

本当に簡単！
マイナンバーカード
持ってて良かった！



顔認証付きカードリーダー
に
マイナンバーカードを置く

・本人確認(顔認証等)
・同意取得(お薬情報など)

保険証登録未実施の
場合
次の画面へ



※カードリーダーのメーカーにより画面が
異なります

この画面から
お申込み

登録完了!!

マイナンバーカードが
保険証として利用可能に!!



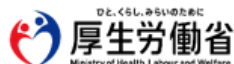
※顔認証付きカードリーダーの機種によっては本人確認や同意取得の必要となるタイミングが、異なる場合があります。
※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。
※転職・転居等により保険者が変わり手続きが終了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。

お手数ですが、
再度、同意取得
画面の操作を
お願いします

利用

・同意取得(お薬情報など)

デジタル庁



健康保険証利用の
申込みのお問合せ先



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

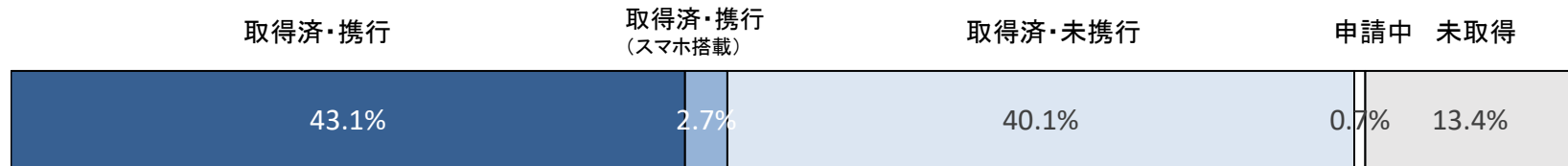
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカードの携行率

○ デジタル庁が、令和5年11月～12月に、20,000人に実施したWebアンケート調査によると、マイナンバーカードの携行率は、マイナンバーカード保有者の5割、調査対象者全体の4割との結果であった。

取得率・携行率の調査結果(%)

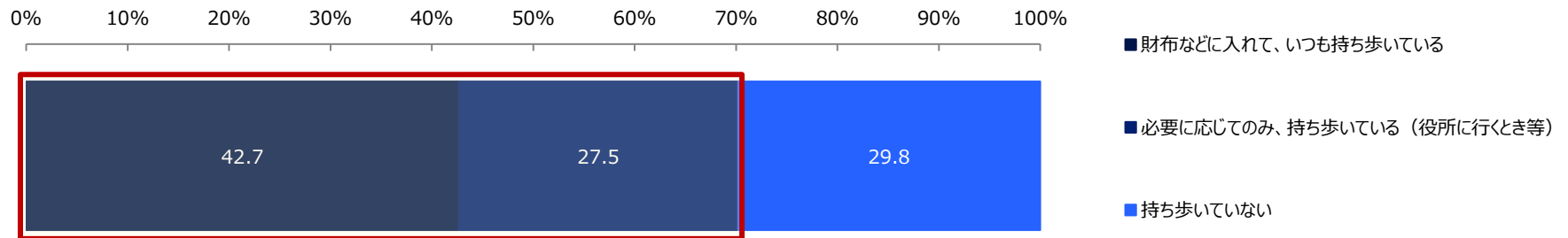


マイナンバーカード携行者は、全体の43.1%

保有者のうち50.2%

○ 厚生労働省が、令和6年2月に、18歳以上のマイナンバーカード保有者を対象に実施したWebアンケート調査によると、約4割が常に携行しているとの結果であった。

Q.あなたは、マイナンバーカードを持ち歩いていますか。あてはまるものを1つお答えください。



※デジタル庁調査と異なり、調査対象がマイナンバーカード保有者であることに留意が必要

マイナ保険証利用についての意識

○ 厚生労働省が、令和6年2月に、18歳以上のマイナンバーカード保有者を対象にWebアンケート調査を実施。

✓ 調査期間：2024年2月1日～2024年2月5日 ✓ 調査対象：18才以上の男女

✓ 調査手法：オンラインアンケート調査

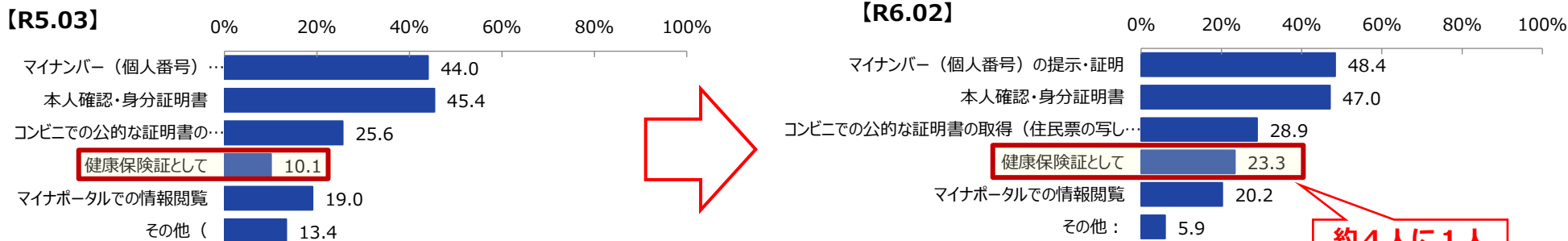
マイナンバーカード保有者

サンプル数3,000

業種排除（本人または家族が官公庁に就業または医療従事者）

◆ 約4人に1人がマイナンバーカードを健康保険証として利用したことがある。

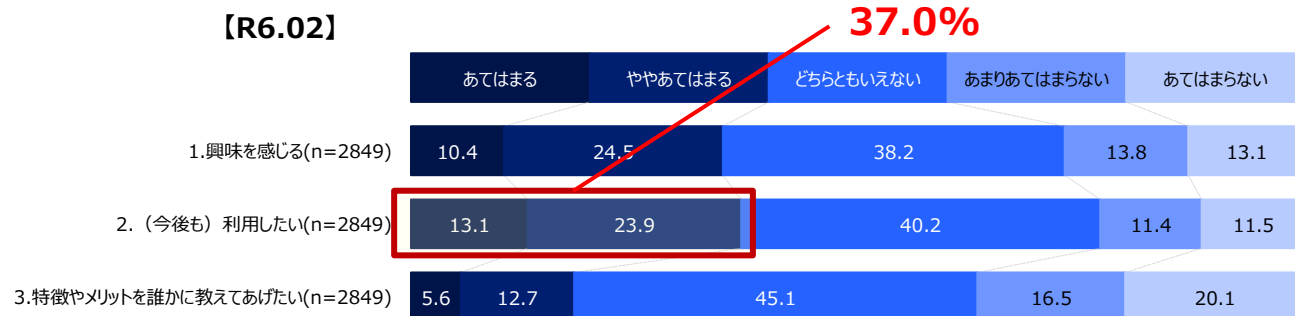
Q.あなたは、マイナンバーカードをどんな用途・目的で利用したことがありますか。あてはまるものをすべてお答えください。（いくつでも）



※日本経済新聞の調査（18歳以上、3000人に郵送、2023年10～11月に実施）でも、「マイナ保険証の利用経験あり」は24%となっている。

◆ 約4割弱がマイナ保険証を利用したいと考えている。

Q.あなたは、マイナ保険証について、どのような印象や考えをお持ちですか。それぞれについて、あなたのお気持ちに近いものを1つお答えください。



令和6年度診療報酬改定におけるマイナ保険証利用等に関する診療報酬上の評価（イメージ）

- ・マイナンバーカードを**常時携帯する者が約4割**となっている現状を踏まえると、**医療現場における利用勧奨が重要。**

《現行》

《見直しイメージ》

R6.6

R6.12

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

マイナンバーカードや問診票を利用し、
「診療情報取得・活用体制の充実」を評価

<初診>

- ・マイナ保険証 利用なし 4点
- ・マイナ保険証 利用あり 2点

【医療情報取得加算】

配点を見直し、継続

<初診>

- ・マイナ保険証利用なし 3点
- ・マイナ保険証利用あり 1点

<再診>

- 2点
- 1点

※答申書付帯意見

令和6年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了することを踏まえ、令和6年度早期より、医療情報取得加算による適切な情報に基づく診療の在り方について見直しの検討を行うとともに、医療DX推進体制整備加算について、今後のマイナンバーカードの利用実態及びその活用状況を把握し、適切な要件設定に向けた検討を行うこと。

利用率増加に応じた支援金

【医療DX推進体制整備加算】

マイナ保険証、電子処方箋などの「医療DX推進体制」を評価

<初診> 8点（歯科6点、調剤4点）

施設要件（例）

- ①マイナ保険証での取得情報を診療室で利用できる体制【R6.6～】
- ②マイナ保険証の利用勧奨の掲示【R6.6～】
- ③**マイナ保険証利用実績が一定程度（●%）以上**であること【R6.10～】
- ④電子処方箋を発行できる体制（薬局は受け付ける体制）【R7.4～】
- ⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制【R7.10～】



マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について

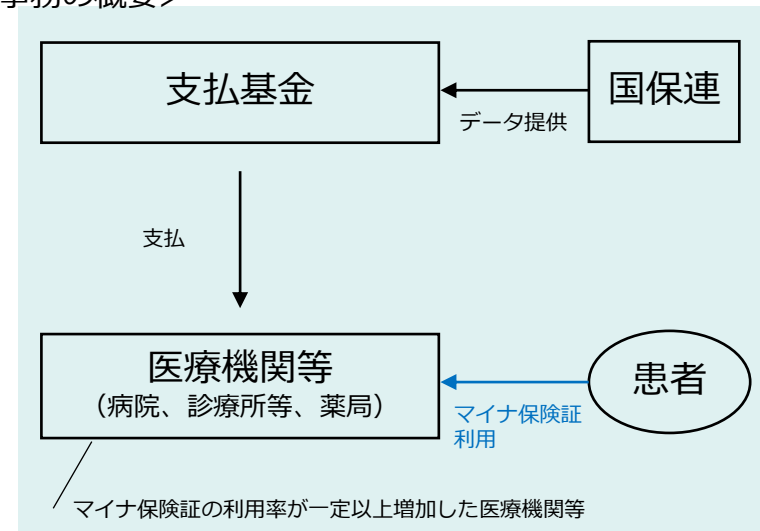
- 医療現場において、カードリーダーの操作に慣れない患者への説明など、マイナ保険証の利用勧奨に取り組んでいただくことで、マイナ保険証の利用促進を図る。そのインセンティブとなるよう、初診・再診等におけるマイナ保険証の利用率の増加に応じて、医療機関等に利用件数分の支援をする。

1. 医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための支援（案）

- 概要：マイナ保険証の利用率（初診・再診・調剤）が一定以上増加した医療機関等に対して、増加率に応じて段階的に利用件数分の支援
- 取組期間：2024（R6）年1月～11月（前半：2024（R6）年1～5月、後半：2024（R6）年6～11月）
- 支援内容：マイナ保険証利用件数が少ない医療機関の底上げが目的。期間中のマイナ保険証利用率が2023（R5）年10月の利用率との比較で増加した医療機関等に対する支援。前半（2024（R6）年1～5月）と後半（2024（R6）年6～11月）それぞれの平均利用率・総利用件数に応じて支援額を決定。
- 事務の概要：支払基金において、前半、後半の期間ごとに、医療機関の期間中の平均利用率と2023年10月の利用率を踏まえ支払い。（年2回、医療機関からの実績報告等は不要）

2023.10の利用率からの増加量	対象期間(2024.1～5) 支援単価	対象期間(2024.6～11) 支援単価
5 %pt以上	20円/件	-
10 %pt以上	40円/件	40円/件
20 %pt以上	60円/件	60円/件
30 %pt以上	80円/件	80円/件
40 %pt以上	100円/件	100円/件
50 %pt以上	120円/件	120円/件

<事務の概要>



利用促進支援策を活用いただくためのチェックリスト①

各施設の窓口・受付での対応やホームページ等のご案内の見直しについて、以下のチェックリストをご活用いただき、取組をお願いいたします。

利用促進支援策を活用いただくためのチェックリスト（医療機関向け）

（その1 窓口・受付対応編）

① 窓口での声掛け（「マイナンバーカードをお持ちですか。」） <ul style="list-style-type: none">受付の際、これまでの「健康保険証をお持ちですか」に替えて、まず「<u>マイナンバーカード（マイナ保険証）</u>」の利用をお声かけください。持参されていない方には、「<u>ぜひ次回はマイナンバーカードをお持ちください</u>」とお伝えください。	<input type="checkbox"/>
② チラシ・ポスター等の院内配布・掲示 <ul style="list-style-type: none">マイナンバーカード（マイナ保険証）を利用いただくためには、<u>目に見えるところにポスター等が掲示されていることが重要</u>です。また、マイナ保険証を利用すれば、<u>医療費（20円）が節約</u>されます。院内掲示等によってご案内ください。	<input type="checkbox"/>
③ 健康保険証の利用申込みに関するご案内 マイナンバーカードさえお持ちであれば、窓口のカードリーダーで健康保険証の利用申込みが可能です。院内の掲示等により、ご案内をお願いいたします。	<input type="checkbox"/>
④ 担当者の配置や専用レーンの設置 <ul style="list-style-type: none">マイナンバーカード（マイナ保険証）を初めて利用される際には戸惑われる方もおられます。ご案内担当者を取組の最初の時期に配置することや、専用レーンの設置などによって利用増につながっている例もあり、積極的なご検討をお願いします。	<input type="checkbox"/>

（その2 ホームページ等のご案内見直し編）

① 「受診の際持参するもの」に「マイナンバーカード（マイナ保険証）」も記載 医療機関のHPやリーフレットなどに、「受診の際に持ってくるもの」として、「健康保険証」のみを記載している場合、「 <u>マイナンバーカード（マイナ保険証）</u> または <u>健康保険証</u> 」に修正をお願いいたします。	<input type="checkbox"/>
② マイナ保険証での受診では「 <u>限度額適用認定証</u> 」が不要であることを明記 医療機関のHPやリーフレットに、マイナ保険証で受診する場合は「 <u>限度額適用認定証</u> 」が不要であることを明記していただくようお願いいたします。	<input type="checkbox"/>

利用促進支援策を活用いただくためのチェックリスト②

利用促進支援策を活用いただくためのチェックリスト（薬局向け）

（その1 窓口・受付対応編）

<p>① 窓口での声掛け（「マイナンバーカードをお持ちですか。」）</p> <ul style="list-style-type: none">● 受付の際、これまでの「健康保険証をお持ちですか」に替えて、まず「<u>マイナンバーカード（マイナ保険証）</u>」の利用をお声かけください。● 持参されていない方には、「<u>ぜひ次回はマイナンバーカードをお持ちください</u>」とお伝えください。	<input type="checkbox"/>
<p>② チラシ・ポスター等の配布・掲示</p> <ul style="list-style-type: none">● マイナンバーカード（マイナ保険証）を利用いただくためには、<u>目に見えるところにポスター等が掲示されていることが重要です。</u>	<input type="checkbox"/>
<p>③ 健康保険証の利用申込みに関するご案内</p> <p>マイナンバーカードさえお持ちであれば、窓口のカードリーダーで健康保険証の利用申込みが可能です。薬局内の掲示等により、ご案内をお願いいたします。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>④ 担当者の配置や専用レーン等の設置</p> <ul style="list-style-type: none">● マイナンバーカード(マイナ保険証)を初めて利用される際に戸惑われる方もおられます。● ご案内担当者を取組の最初の時期に配置することや、専用レーンの設置、ポップの掲示や導線を明らかにすることなどによって利用増につながっている例もあり、積極的なご検討をお願いします。	<input type="checkbox"/>

（その2 ホームページ等のご案内見直し編）

<p>⑤ 「持参するもの」に「マイナンバーカード（マイナ保険証）」も記載</p> <p>医療機関のHPやリーフレットなどに、「受診の際に持ってくるもの」として、「健康保険証」のみを記載している場合、「<u>マイナンバーカード（マイナ保険証）</u>または健康保険証」に修正をお願いいたします。</p>	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

医療機関の取組状況

- 2月の診療報酬のオンライン請求時に、オンライン請求を実施している全施設（約17万施設）に対し、マイナ保険証利用促進の取組状況についてアンケート調査。
- 調査対象施設の約4割が窓口で「マイナンバーカードお持ちですか」などの声かけを、6割超がマイナ保険証のポスターの掲示等を行っていると回答。
- 一方、ホームページでの案内等でのマイナンバーカード対応については未実施との回答が多く、約2割の施設では、マイナ保険証の利用促進に関する取組を実施していない。

	1:受付窓口での声かけを「保険証、見せてください」から「マイナンバーカードお持ちですか」などに切换え		2:マイナ保険証のチラシ・ポスターの配布・掲示		3:ホームページの外来案内や院内の掲示等に「マイナンバーカード」の持参について記載		4:ホームページの外来・入院案内にマイナンバーカードを持参すれば限度額認定証が不要となることを記載		5:1～4の取組は行っていない		オンライン請求施設数
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
病院	2,796	35.29%	5,570	70.30%	2,007	25.33%	777	9.81%	1,103	13.92%	7,923
医科診療所	25,684	35.95%	42,165	59.02%	12,894	18.05%	2,749	3.85%	14,552	20.37%	71,446
歯科診療所	16,466	49.23%	17,670	52.83%	4,655	13.92%	1,494	4.47%	6,279	18.77%	33,446
薬局	24,309	42.57%	40,426	70.80%	8,974	15.72%	3,297	5.77%	6,756	11.83%	57,097
総計	69,255	40.76%	105,831	62.29%	28,530	16.79%	8,317	4.89%	28,690	16.89%	169,912

オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 (都道府県別の医療機関・薬局での利用 (令和6年1月))

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率 (令和6年1月) は以下のとおり。

※黄色 = 上位5県 灰色 = 下位5県

都道府県名	利用率
北海道	4.52%
青森県	2.88%
岩手県	5.78%
宮城県	4.47%
秋田県	3.16%
山形県	3.87%
福島県	5.18%
茨城県	5.35%
栃木県	4.89%
群馬県	5.14%
埼玉県	4.22%
千葉県	5.09%
東京都	4.65%
神奈川県	4.67%

全国	4.60%
----	-------

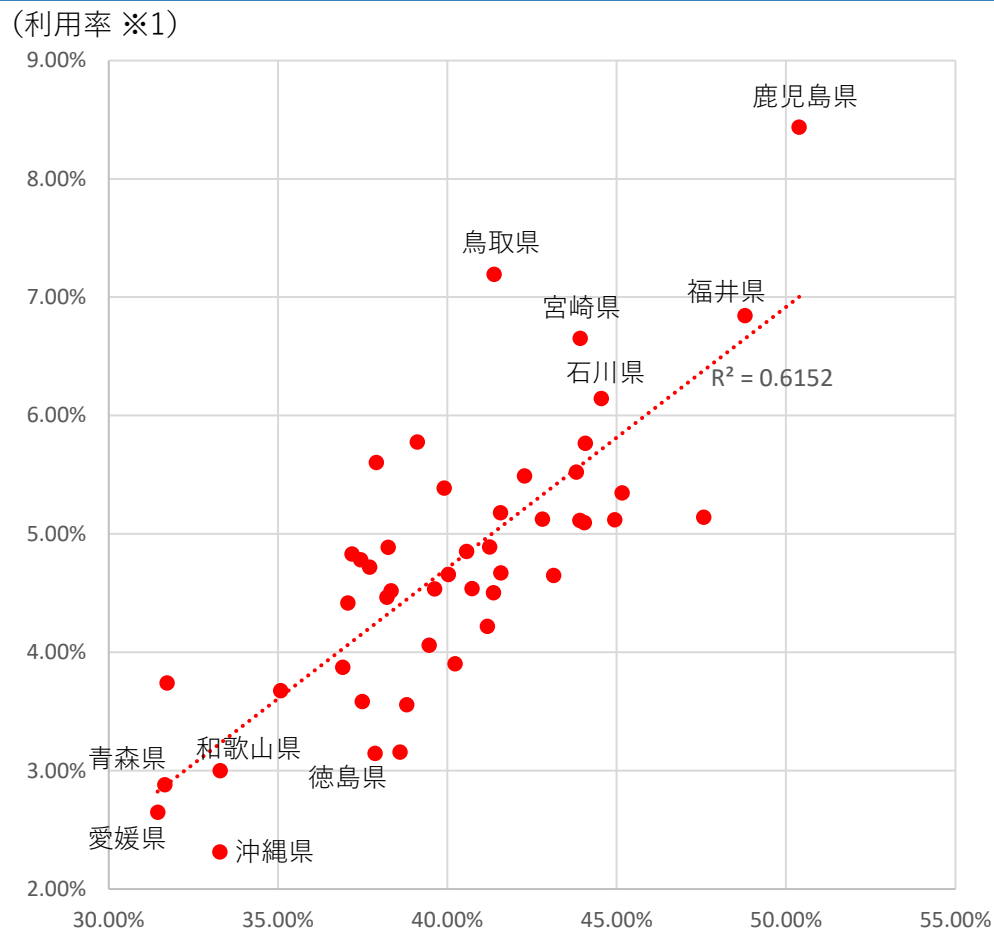
都道府県名	利用率
新潟県	5.49%
富山県	5.77%
石川県	6.14%
福井県	6.84%
山梨県	3.90%
長野県	3.58%
岐阜県	4.06%
静岡県	5.13%
愛知県	3.56%
三重県	4.54%
滋賀県	5.39%
京都府	4.89%
大阪府	4.53%
兵庫県	4.66%
奈良県	5.12%
和歌山県	3.00%

都道府県名	利用率
鳥取県	7.19%
島根県	5.60%
岡山県	4.42%
広島県	4.85%
山口県	4.83%
徳島県	3.15%
香川県	4.78%
愛媛県	2.65%
高知県	3.74%
福岡県	4.50%
佐賀県	5.11%
長崎県	4.72%
熊本県	5.52%
大分県	3.67%
宮崎県	6.65%
鹿児島県	8.44%
沖縄県	2.31%

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数

都道府県ごとのマイナ保険証利用率と 利用促進に関するアンケートに回答した施設の割合

- 都道府県ごとのマイナ保険証利用率と受付窓口での声かけを「保険証、見せてください」から「マイナンバーカードお持ちですか」などに切り換えた施設の割合との間には、一定の相関が見られる。



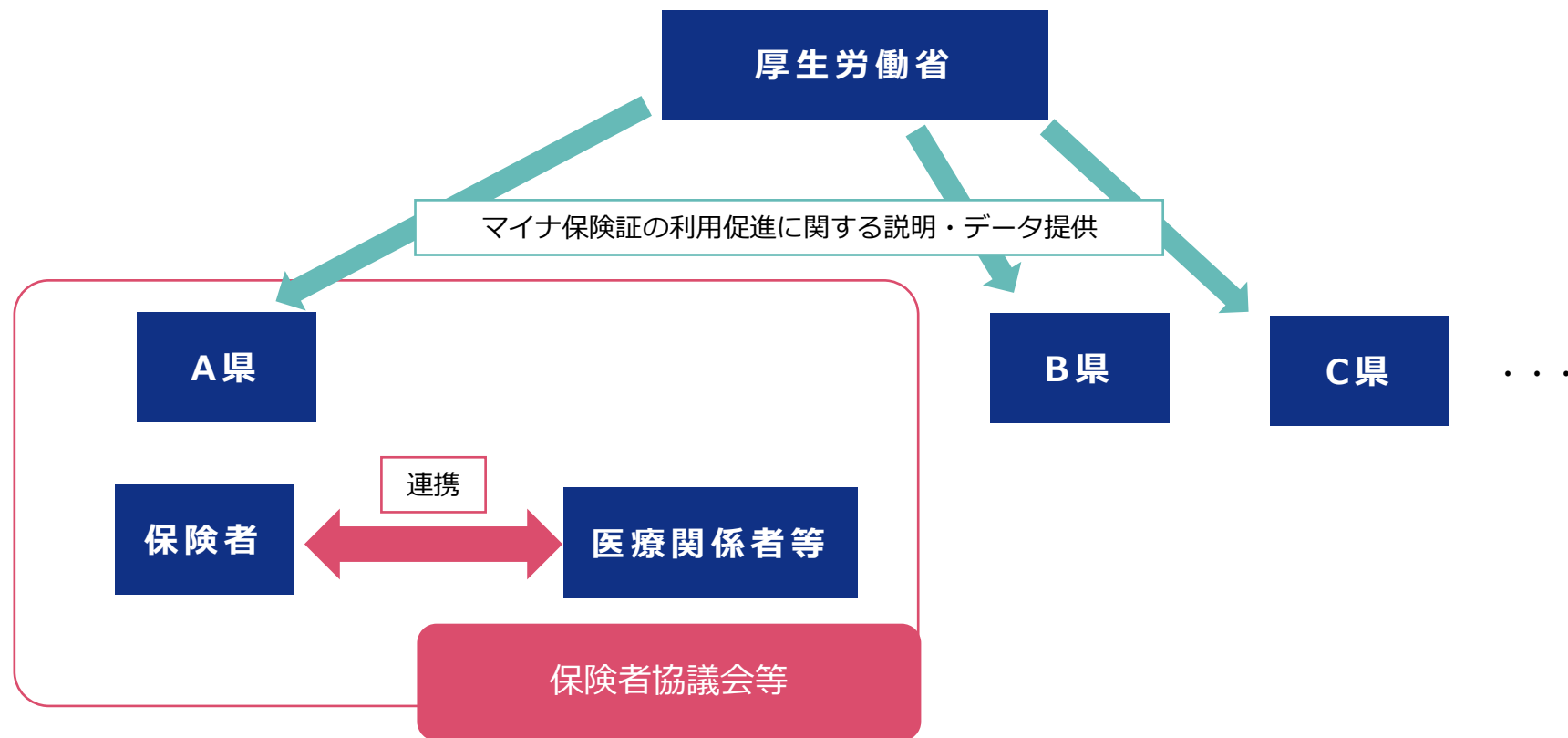
(受付窓口での声かけを「保険証、見せてください」から「マイナンバーカードお持ちですか」などに切り換えたと答えた施設の割合 ※2)

※1 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数 (運用開始施設対象が対象)

※2 令和6年2月オンライン請求時のアンケート結果に基づく (回答が得られた医療機関・薬局数 169,912)

都道府県におけるマイナ保険証の利用促進の取組について

- マイナ保険証は、医療DXの前提となる仕組みであり、その利用促進は、地域の医療機関間の情報連携が進むなど、質の高い効率的な医療の提供につながることから、医療提供体制の整備や医療費の適正化に関する取組を行っている都道府県にとって重要な課題である。
- 新たに、厚生労働省から都道府県に対して、マイナ保険証の利用促進に関する説明会を実施するとともに、都道府県において、保険者協議会等の場を活用し、保険者・医療関係者等における積極的な取組を促す。



2023年11月のマイナ保険証利用率（保険制度別）

健康保険組合・全国健康保険協会

	保険者名	利用率	加入者数
1	社会保険支払基金健康保険組合	16.17%	7108
2	富士車輛健康保険組合	10.26%	376
3	鹿児島県信用金庫健康保険組合	10.20%	2287
4	南日本銀行健康保険組合	10.20%	1586
5	佐賀銀行健康保険組合	10.17%	3433

共済組合

	保険者名	利用率	加入者数
1	厚生労働省第二共済組合 関東信越グループ支部	16.33%	59
2	厚生労働省共済組合 東北厚生局支部	15.28%	416
3	厚生労働省共済組合 東海北陸厚生局支部	13.37%	616
4	厚生労働省共済組合 鹿児島労働局支部	12.89%	1310
5	裁判所共済組合 鳥取支部	12.79%	251

市町村国保

	保険者名	利用率	加入者数
1	礼文町	21.81%	816
2	黒滝村	17.84%	174
3	草津町	16.41%	1413
4	葛巻町	16.33%	1624
5	川棚町	15.64%	2717

後期高齢者医療広域連合

	保険者名	利用率	加入者数
1	上北山村	17.91%	143
2	礼文町	16.53%	423
3	黒滝村	16.11%	188
4	葛巻町	15.44%	1484
5	中頓別町	14.35%	371

国民健康保険組合

	保険者名	利用率	加入者数
1	鹿児島県歯科医師国民健康保険組合	15.85%	4224
2	三重県医師国保組合	12.45%	5994
3	宮崎県歯科医師国民健康保険組合	11.69%	2386
4	宮崎県医師国民健康保険組合	10.87%	1362
5	静岡県歯科医師国民健康保険組合	10.68%	7743

分子：2023年11月のマイナ保険証によるオンライン資格確認利用人数（名寄せ処理後）
 分母：各医療保険者等で受け付けた外来レセプト枚数（2023年12月請求分）

※保険者番号（支部等）ごとを基に集計し、加入者10人未満のものは除外
 ※医療保険情報提供等実施機関データ等により厚生労働省において算出

マイナ保険証の利用状況（国共済組合の利用状況）

11月利用実績

※ 登録率（加入者におけるマイナンバーカードを健康保険証として登録している割合）＝保険証登録者数／加入者数

※ マイナ利用割合（オンライン資格確認を利用した件数のうち、マイナ保険証を利用している割合）＝マイナ利用件数／オン資利用件数（オンライン資格確認の利用件数）

	加入者数	登録者数	登録率	マイナ利用件数	オン資利用件数	マイナ利用率
内閣共済組合	32135	19677	61.2%	2079	40622	5.12%
（内閣共済組合人事院支部）	1109	669	60.3%	76	1265	6.01%
（内閣共済組合内閣府本府支部）	11703	7578	64.8%	847	15101	5.61%
（内閣共済組合宮内庁支部）	2195	1277	58.2%	94	2570	3.66%
（内閣共済組合公正取引委員会支部）	1716	968	56.4%	110	2432	4.52%
（内閣共済組合金融庁支部）	3175	1898	59.8%	161	4034	3.99%
（内閣共済組合こども家庭庁支部）	838	539	64.3%	37	969	3.82%
（内閣共済組合環境省支部）	9100	5584	61.4%	664	11666	5.69%
総務省共済組合	12989	8586	66.1%	1059	16906	6.26%
（総務省共済組合本省支部）	10911	7396	67.8%	926	14137	6.55%
法務省共済組合	159416	97789	61.3%	9241	206429	4.48%
（法務省共済組合法務本省支部）	2931	1753	59.8%	113	3405	3.32%
外務省共済組合	12876	5397	41.9%	383	10172	3.77%
財務省共済組合	153765	104602	68.0%	11185	200702	5.57%
（財務省共済組合財務省財務本省支部）	4224	2773	65.6%	302	5376	5.62%
文部科学省共済組合	375738	222619	59.2%	22031	468058	4.71%
（文部科学省共済組合文部科学省支部）	5041	2994	59.4%	275	6398	4.30%
厚生労働省（第一）共済組合	94892	66106	69.7%	8018	134045	5.98%
（厚生労働省共済組合厚生労働本省支部）	9428	7314	77.6%	989	11786	8.39%
厚生労働省第二共済組合	138502	86048	62.1%	6350	160484	3.96%
農林水産省共済組合	59970	36803	61.4%	4144	76011	5.45%
（農林水産省共済組合）	46921	28857	61.5%	3285	59466	5.52%
経済産業省共済組合	28932	17336	59.9%	1873	36398	5.15%
（経済産業省共済組合本部）	19842	11870	59.8%	1168	26169	4.46%
国土交通省共済組合	134763	82621	61.3%	7307	166436	4.39%
（国土交通省共済組合本省支部）	12459	7534	60.5%	614	14605	4.20%
防衛省共済組合	330014	211772	64.2%	11427	456874	2.50%
（防衛省共済組合本省支部）	22100	14383	65.1%	953	29947	3.29%
その他（会計検査院、衆議院等）	618530	393708	63.7%	33329	744245	4.48%
国共済全体	2152522	1353064	62.9%	118426	2717382	4.36%

事業主を通じたマイナ保険証の利用促進

事業主から内定者への
マイナンバー提出の呼びかけに活用するチラシ(例)

国のリーダーシップの下、地方自治体、医療機関・薬局、保険者、事業主等の関係者が一体となってマイナ保険証の利用促進に取り組む一環として、厚生労働省から経済団体に対し、以下の取組を要請。

<事業主による従業員への働きかけ>

- 年代別では現役世代のマイナンバーカード取得率、マイナ保険証利用率がともに低い状況であり、事業主から従業員に対し、**マイナンバーカードの取得とマイナ保険証の利用**を呼びかけていただきたいこと。

<迅速かつ正確なデータ登録>

- 本年4月の新規採用者**について、**3月中(内定段階)にマイナンバーを収集**し、入社日前に資格取得届等の作成を行うなど速やかな届出を行い、4月(入社後)の**保険証交付時にマイナ保険証の利用勧奨**を行うこと。
- 迅速かつ正確なデータ登録のため、転職等による新規資格取得時に、**マイナンバーまたは住民票住所を記載**した資格取得届を、**5日以内に保険者に提出**するようあらためて徹底すること。

特に、**マイナンバー取扱業務を外部委託している場合**であっても5日以内の提出がなされるよう、**早期に委託内容の見直し**を行っていただきたいこと。

この春入社を控えている
内定者のみなさまへ



入社前にマイナンバーの提出をお願いします

入社後、早期にマイナ保険証が利用可能となります

- ◆ 通常、入社後、健康保険証が発行されるまでには一定の手続き期間が必要です。
- ◆ マイナ保険証は、入社前に事業主へマイナンバーを提出いただくことで、入社後、早期に医療機関で使えるようになります。
- ◆ 前もって利用の手続きを進めるために、マイナンバーの情報が必要となりますので、お早めの提出をお願いします。

マイナ保険証とは

- ◆ マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのことです。
- ◆ 令和6年12月2日から、現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。
- ◆ マイナ保険証は、過去のお業情報や健康診断の結果に基づくより良い医療を受けられ、また、これまでの保険証に比べ自己負担も低くなります。医療機関の受診の際は、ぜひ積極的にご利用ください。



提出いただいたマイナンバーの流れ



提出された個人番号は、事業主から健保組合に提出され、オンライン資格確認システムに登録されます。内定段階でマイナンバーを提出することで、登録手続きを前もって進めることができます。(事業主が内定者からマイナンバーを収集することは認められています。)

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認ください。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



2

2. オンライン資格確認について

顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善

1. 限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略

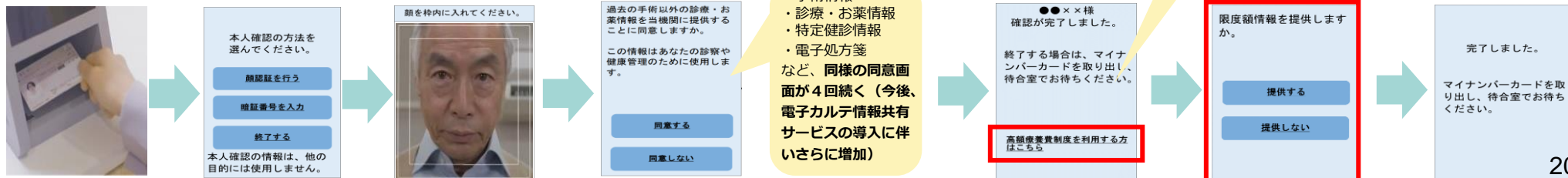
- 顔認証付きカードリーダーの画面において、高額療養費の限度額適用認定証情報に係る同意を取得している運用について、医療現場より、
 - ・ 資格確認完了後、同意画面を見逃してマイナ保険証を取り出してしまう
 - ・ 緊急搬送で手術を行うなど、高額療養費が適用される場面では、必ずしも患者からの同意ができないことが想定される等の改善要望があった。
 - 高額療養費の限度額適用認定証情報は、
 - ① 薬剤情報等と異なり要配慮個人情報ではないこと
 - ② 保険給付に係る費用の請求に必要な情報であり、電子資格確認としてその提供が法定されていることを踏まえ、**顔認証付きカードリーダーにおける限度額情報の同意画面を省略**することとしてはどうか。
- ※ マイナ在宅受付web、マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得型用）も同様に対応。
※ 紙の保険証で受診した場合、医療機関等の受付で口頭にて同意を取得した上で限度額情報の提供を可能としているところ、当該取扱いは継続する。
また、特定疾病療養受療証の情報については、引き続き、マイナ保険証で資格確認を行った場合のみ提供可能とする。

2. 薬剤情報等の提供同意の事前登録・包括同意（健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループにおける議論の報告）

- 薬剤情報等の提供同意について、**患者がマイナポータルで事前に設定した同意内容や当該医療機関を前回受診した際の同意内容をもとに、医療機関・薬局単位で、顔認証付きカードリーダー画面での包括的な同意設定を可能とする。**
- これにより、顔認証付きカードリーダーの待ち時間解消や、患者のUX向上が期待される。

⇒ これらについて、**令和6年夏の機能リリース**に向け、必要な改修対応を行う。

【参考：顔認証付きカードリーダーの画面遷移（現在）】



オンライン資格確認の利用状況：災害時における薬剤情報・診療情報・特定健診等情報の閲覧

通常時は、薬剤情報・診療情報・特定健診等情報を閲覧するには、本人がマイナンバーカードによる本人確認をした上で同意した場合に限られる。

災害時は、特別措置として、マイナンバーカードを持参しなくても、ご本人の同意の下、薬剤情報・診療情報・特定健診等情報の閲覧が可能な措置（災害時モードの適用）を実施。

(災害時：例)

- ・薬を家に置いてきたが、薬の名前が思い出せない
- ・家から持ってきた薬を飲みきってしまった
- ・かかりつけ医以外のところで受診することになった



薬剤情報等の閲覧により、
よりよい医療を提供できる

令和6年能登半島地震における災害時モードの情報閲覧件数

石川県・富山県を中心に約29,600件（2月26日時点）

災害時



災害時、厚生労働省保険局にて、災害の規模等に応じて適用範囲及び期間を決定



- ・受診時に資格確認端末で照会
- ・薬剤情報等の閲覧に当たっては、本人の同意を得る。



診療/薬剤情報			
受診歴	診療	薬剤	診療/薬剤実績
2018/10/18	2018/10/18	2018/10/18	2018/10/18
2018/10/18	2018/10/18	2018/10/18	2018/10/18
2018/10/18	2018/10/18	2018/10/18	2018/10/18
2018/10/18	2018/10/18	2018/10/18	2018/10/18
2018/10/18	2018/10/18	2018/10/18	2018/10/18

特定健診情報			
身長	体重	BMI	血圧等
170.06	63.6	21.8	67-106
中性脂肪	140	LDLコレステロール	125
HDLコレステロール	154	空腹時血糖	97
HbA1c	5.1	糖化ヘモグロビン	120
CRP	0.07	RF定価	3.8未満

通常時と同様の画面が閲覧可能

オンライン資格確認の利用状況：災害時における薬剤情報・診療情報・特定健診等情報の閲覧②

○ 対象医療機関・薬局に対しては、オンライン資格確認等システム利用規約に基づき、災害時モード利用時の留意事項を周知。

「令和6年能登半島地震にかかる オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化の延長等について（その8）」
 （令和6年2月13日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課及び医薬局総務課事務連絡（抜粋））

令和6年能登半島地震にかかるオンライン資格確認等システム
 「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化に係る申出書

本施設は、令和6年能登半島地震による被災者の保険資格情報・医療情報を閲覧するため、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化又はその延長を希望します。

1. 医療機関（薬局）コード			
2. 病院・診療所・薬局	(フリガナ)		
	名 称		
	住 所	〒	-
3. 電話番号			
4. 「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化を希望する理由			
5. アクティブ化が必要な期間（見込み）			

- ☑ 本施設は、患者に医療を提供する目的以外で、「緊急時医療情報・資格確認機能」を利用しません。
- ☑ 「緊急時医療情報・資格確認機能」の利用に当たっては、医師、歯科医師、薬剤師その他本施設の長によって閲覧権限を付与された者のほか、本施設の管理者が適切と認めた上で医療情報閲覧アカウントを付与した者に限り、患者の医療情報を閲覧します。
- ☑ 「緊急時医療情報・資格確認機能」の利用に当たり、オンライン資格確認等利用規約第25条第1項各号に掲げる禁止事項に違反した場合、同条第2項及び第26条の規定に基づき、実施機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会）は、本施設に対して、オンライン資格確認等システムの利用停止や名称公表等の措置をとることができることについて了解しました。

上記のとおり申し出ます。

令和6年 月 日

厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室宛て

E-mail: suisin@nhlw.go.jp

開設者名 _____
 住 所 _____

オンライン資格確認等システム利用規約（抄）

（禁止事項）

第25条 サービス利用者は、本サービスを利用するに当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 一 本サービスの利用目的（患者の資格情報の確認及び医療行為等への活用）以外の用途で本システムを使用する行為
- 二 第21条第2項の場合を除いて、患者の同意なく薬剤情報・診療情報・特定健診情報を閲覧する行為
- 三～八 （略）
- 九 法令若しくは本規約に違反する行為又はそのおそれがある行為
- 十 公序良俗に反する行為
- 十一～十四 （略）

2 実施機関は、本サービスの利用に関して、サービス利用者の行為が前項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前に通知することなく、当該サービス利用者に対して本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し又は前項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、実施機関は、サービス利用者の行為を監視する義務を負うものではありません。

（利用規約に違反した場合の措置）

第26条 前条第1項に違反し、本システムの運用に支障をきたした行為又は支障をきたすおそれがある行為をしたサービス利用者は、実施機関に対して、直ちに、その行為の概要を報告するものとします。 また、当該行為の詳細が判明した場合、サービス利用者は、遅滞なく、実施機関にこれを報告するものとします。

- 2 前条第1項に違反する行為が悪質な場合、実施機関は、当該行為を行ったサービス利用者に対して、その原因及び今後のシステム利用に当たっての対策等を内容を含む改善書を提出するよう求めることができます。 また、実施機関は、当該行為の概要及び当該サービス利用者の名称を公表することができます。
- 3 サービス利用者が、前条第1項に違反した日から所定の日数経過後も、当該違反を是正しない場合、実施機関は、次の各号に定める措置を講ずることができます。
 - 一 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を一時的に停止すること
 - 二 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を停止すること
- 4 実施機関は、本システムの適切な運営及び本サービスの適切な実施を確保するため必要があると認める場合は、サービス利用者に対して、業務の実施の状況に関し必要な報告若しくは運用に関する記録その他の書類の提出を求め、又は質問することができます。

參考資料

オンライン資格確認の利用状況

※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数

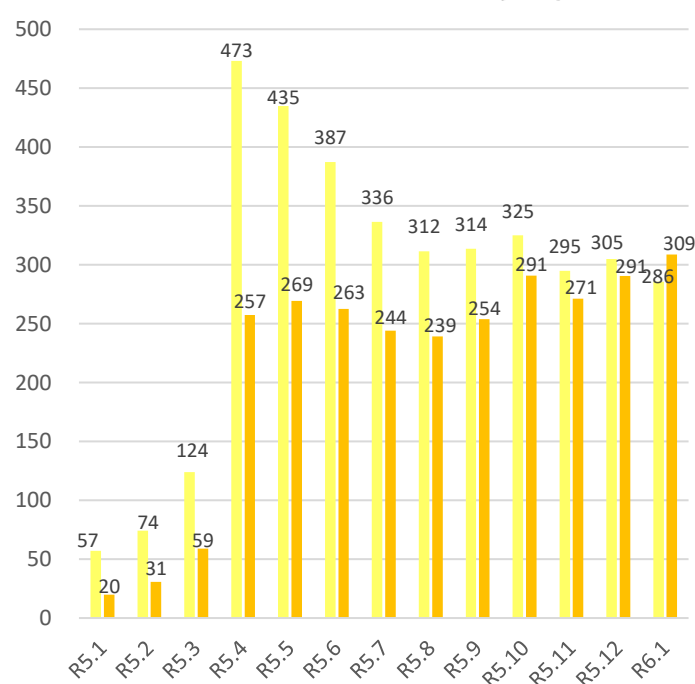
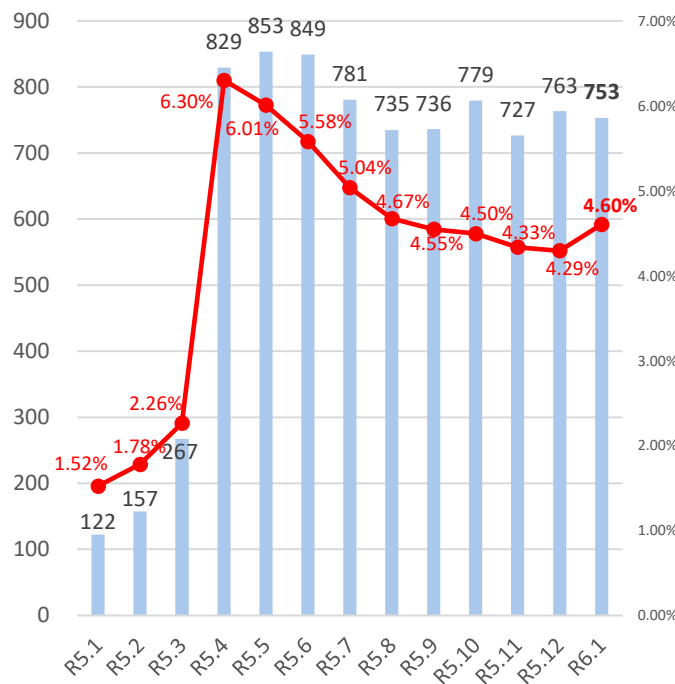
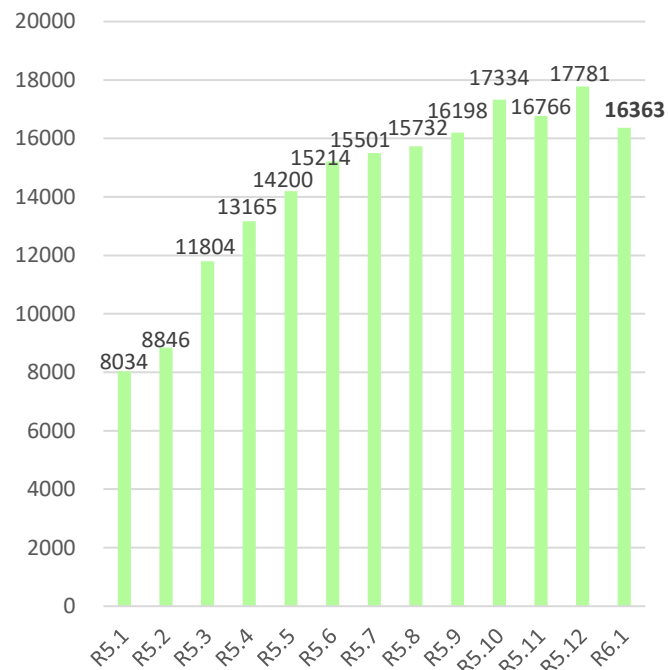
■ オンライン資格確認の利用件数 (万件)

■ マイナ保険証の利用件数 (万件)

● 利用率

■ 薬剤情報閲覧の利用件数 (万件)

■ 診療情報閲覧の利用件数 (万件)



【1月分実績の内訳】

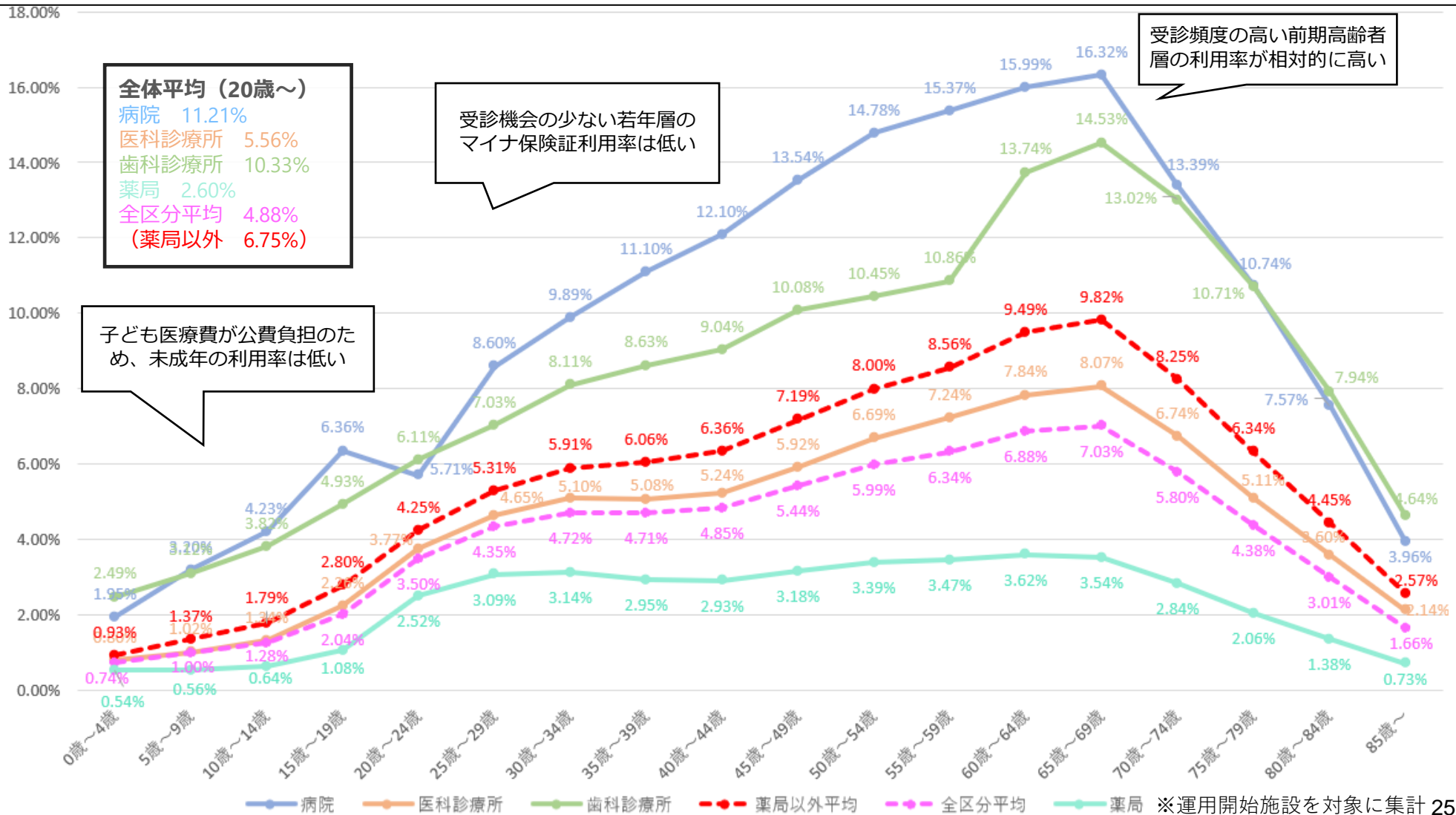
※紙の保険証受診であってオンライン資格確認を利用しない場合も含めた資格確認総件数は、直近で約2.46億件 (令和5年6月)

	合計	マイナンバーカード	保険証
病院	8,840,643	955,789	7,884,854
医科診療所	69,779,773	3,489,153	66,290,620
歯科診療所	11,175,310	1,100,826	10,074,484
薬局	73,831,805	1,987,502	71,844,303
総計	163,627,531	7,533,270	156,094,261

	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	246,895	220,163	339,889
医科診療所	997,594	1,821,719	1,842,423
歯科診療所	171,534	247,982	63,830
薬局	661,111	565,905	840,293
総計	2,077,134	2,855,769	3,086,435

オンライン資格確認における マイナ保険証年代別・施設類型別利用率（令和5年12月）

- 病院、歯科診療所では、20歳以上の10人に1人がマイナ保険証を利用している。
 - 薬局は処方箋があれば保険証やマイナンバーカードの提示が不要（ただし薬剤情報等の閲覧は不可）であるため、相対的に利用率が低くなっている。
- ※利用率＝マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数



マイナ保険証の利用促進対策

【利用率目標の設定・インセンティブ等】

- 1月以降の利用率がR5年10月の利用率から増加した医療機関等に対し、増加量に応じた支援・診察券との一体化等への補助金
- 令和6年度診療報酬改定で、医療DXの推進体制について新たな評価を行う中で、利用実績に応じた評価を導入
- 全医療機関に対し、利用率の自主的な目標として活用できるよう、利用実績を通知（1月～）
- 国所管団体が開設する公的医療機関等に対し、令和6年5月末、11月末の利用率の目標設定を要請
 - ※ 厚労省所管独法においては、令和6年度の年度計画に利用率に係る目標を盛り込む予定
 - ※ 厚労省所管法人の病院には専用レーンの設定及び説明員の配置（1月中に最低1か所、2月中に原則全医療機関）を要請
- 利用できなかった事例への対応
 - コールセンターへの情報提供に基づき地方厚生局から事実調査等、オン資未導入施設への集団指導

【窓口対応の見直し】

- 全医療機関等に以下の取組を要請し、2月から診療報酬のオンライン請求時に取組状況をアンケート調査
 - * 窓口での声かけを「保険証、見せてください」から「マイナンバーカード（マイナ保険証）、お持ちですか」へ切換え
 - * マイナ保険証の利用を促すチラシ、ポスター等の院内配布、掲示等
 - * 医療機関HPの外来予約等の案内において、「マイナンバーカード」の持参を記載

【保険者による取組】

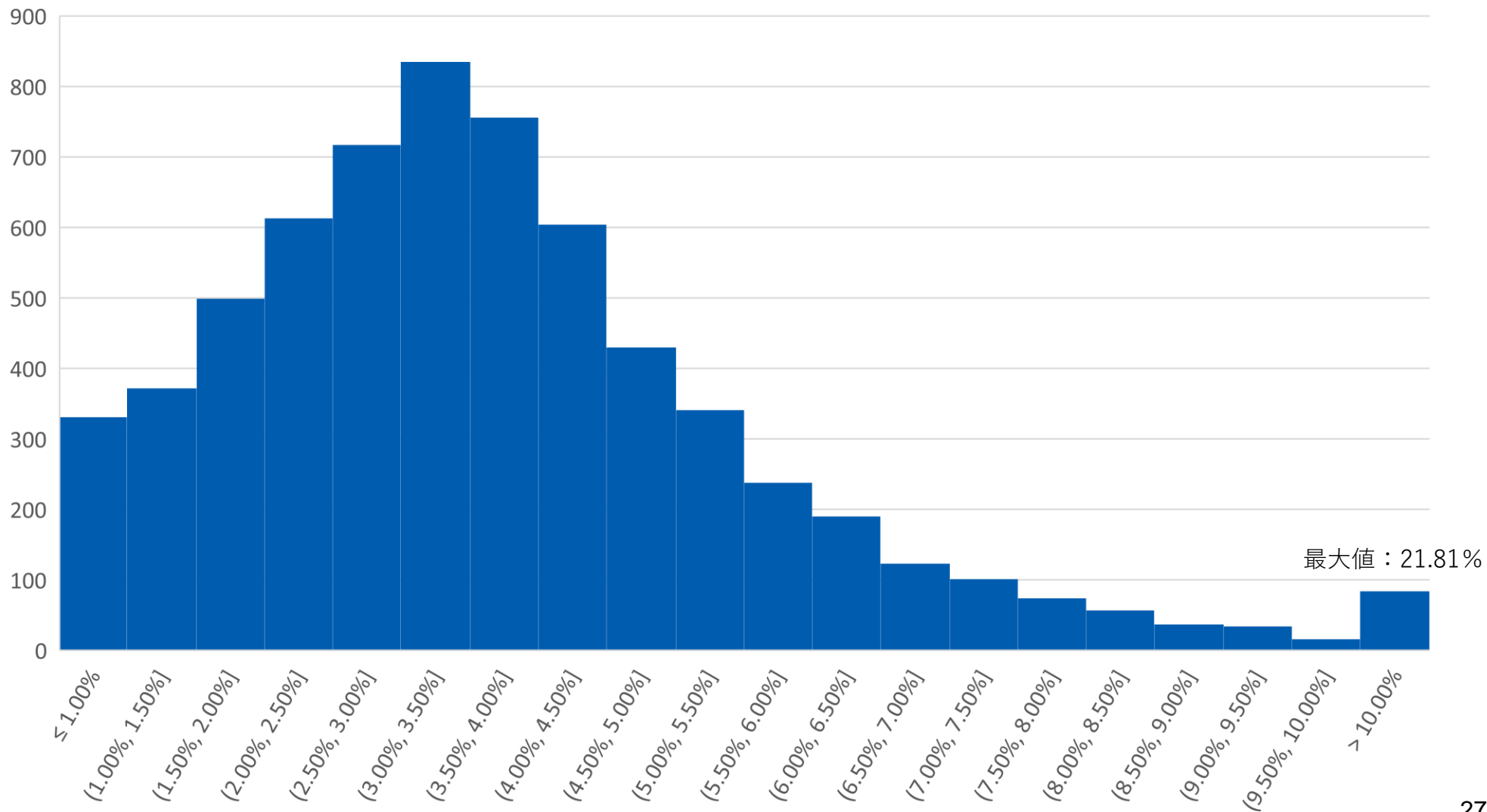
- ① マイナ保険証の利用率の目標設定（2月中目途） ⇒ 実績を保険者インセンティブ制度・業績評価等で評価
- ② マイナ保険証への意識転換を促す統一的なメッセージの動画広告を作成し、集中的に動画広報を展開
- ③ 医療機関等にマイナ保険証をご持参いただけるよう、ア～エによりメリット周知・利用の促進を進め、その実施状況について、全保険者に2月末までに調査
 - ア 加入者に向けたメール送信やチラシ配布等による利用勧奨
 - ※ 各府省共済組合についてはメールによる呼びかけ（各共済本部長（事務次官等）によるメール勧奨）
 - イ 限度額適用認定証の取得申請に係るホームページ等のご案内・認定証申請書様式・認定証送付時の同封書類の見直し（マイナ保険証を利用すれば限度額認定証が不要となる旨の記載）
 - ウ 保健事業実施時における利用勧奨
 - エ ホームページや利用の手引きを通じた利用勧奨
- ④ 国保直営診療施設におけるマイナ保険証の利用率の目標設定（2月中目途）
 - ※ 併せて、マイナ保険証の専用レーン設定等の費用を財政支援

【事業者を通じた取組】

- ① 健康経営優良法人認定制度における認定等の際の調査項目に追加（経済産業省）
 - ※ マイナ保険証利用促進・PHR活用推進の取組状況を調査
- ② 厚生労働省・経済産業省・経済団体等のイベント・会合で、事業主・医療保険者に利用促進を呼びかけ

2023年11月のマイナ保険証利用率（全保険者）

2023年11月のマイナ保険証利用率（全保険者）



最大値：21.81%

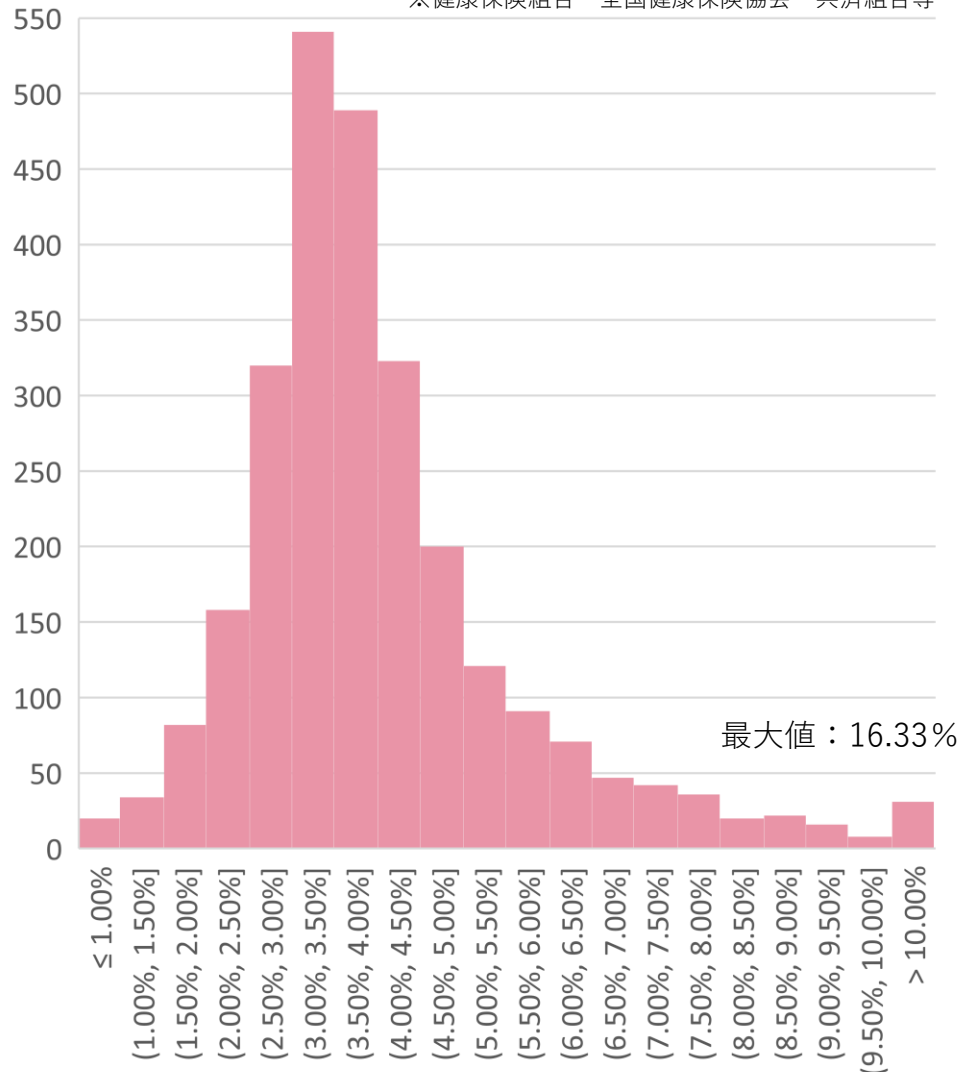
利用率：（分子）2023年11月のマイナ保険証によるオンライン資格確認利用人数（名寄せ処理後）
（分母）各医療保険者等で受け付けた外来レセプト枚数（2023年12月請求分）

※保険者番号（支部等）ごとを基に集計し、加入者10人未満のものは除外
※医療保険情報提供等実施機関データ等により厚生労働省において算出

2023年11月のマイナ保険証利用率（被用者保険／地域保険）

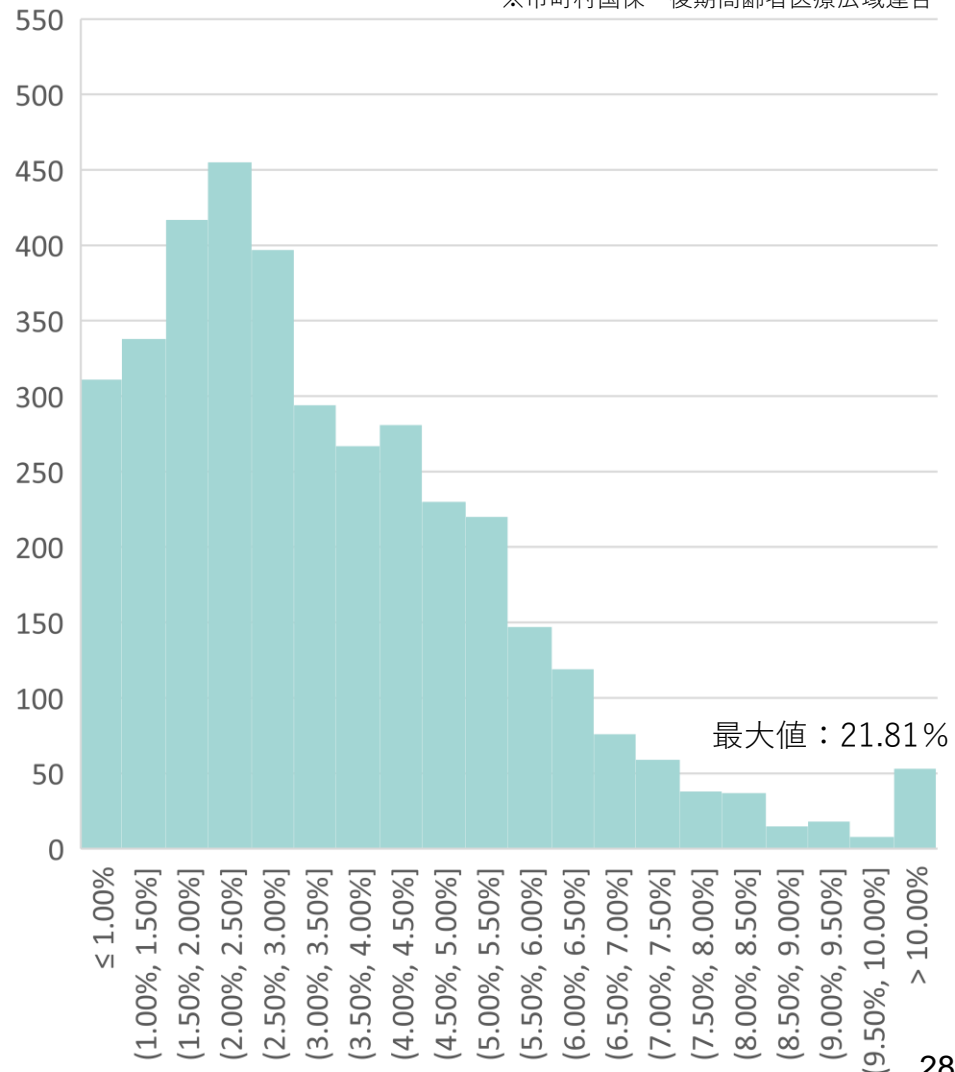
2023年11月のマイナ保険証利用率（被用者保険）

※健康保険組合・全国健康保険協会・共済組合等



2023年11月のマイナ保険証利用率（地域保険）

※市町村国保・後期高齢者医療広域連合



利用率：（分子）2023年11月のマイナ保険証によるオンライン資格確認利用人数（名寄せ処理後）
（分母）各医療保険者等で受け付けた外来レセプト枚数（2023年12月請求分）

※保険者番号（支部等）ごとを基に集計し、加入者10人未満のものは除外
※医療保険情報提供等実施機関データ等により厚生労働省において算出